様式ＩＤ	NTA0H0D440010080

収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表十三(四)　令八・四・一以後終了事業年度分

譲渡資産の明細	公共事業者の名称		1	E01					
	収用換地等による譲渡年月日		2	N01	元号	年	月	日	
	譲渡資産の種類		3	E02					
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額 (円)		4	G01					
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額		5	G02					
	同上補償金以外の額	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	6	G03					
		経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7	G04					
		移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8	G05					
	取得した補償金等の額 (5)＋(6)＋(7)＋(8)		9	G06					
保留地の対価の額			10	G07					
交換取得資産の価額			11	G08					
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額		12	G09					
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額		13	G10					
	差引譲渡経費の額 (12)－(13)		14	G11					
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (14)×(9)＋(10) / (9)＋(10)＋(11)		15	G12					
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14)－(15)		16	G13					
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 (4)×(9)＋(10) / (9)＋(10)＋(11)		17	G14					
	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)－(17)		18	G15					
差益割合の計算	取得した補償金等の額 (9)		19	G16					
	同上に係る譲渡経費の額 (14)×(9) / (9)＋(10)＋(11)		20	G17					
	差引補償金等の額 (19)－(20)		21	G18					
	補償金等の額に対応する帳簿価額 (4)×(9) / (9)＋(10)＋(11)		22	G19					
	差益割合 (21)－(22) / (21)		23	C01					

代替資産について帳簿価額の減額等をした場合	取得した代替資産の種類		24	E03					
	代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額 (円)		25	G20					
	圧縮限度額の計算	代替資産の取得のため(21)又は(21)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	26	G21					
		圧縮限度額 (26)×(23)	27	G22					
		前を資期し産以たで前減あに価る取償場得却合 前期末の取得価額	28	G23					
		前期末の帳簿価額	29	G24					
		圧縮限度額 (27)×(29)/(28)	30	G25					
	圧縮限度超過額 (25)－((27)又は(30))		31	G26					
	取得価額に算入しない金額 ((25)と(27)のうち少ない金額)又は(((25)と(30)のうち少ない金額)×(28)/(29))		32	G27					
特別勘定を設けた場合	特別勘定に経理した金額		33	G28					
	繰入限度額の計算	特別勘定の対象となり得る金額 (21)－(26)	34	G29					
		(34)のうち代替資産の取得に充てようとする金額	35	G30					
		繰入限度額 (35)×(23)	36	G31					
	繰入限度超過額 (33)－(36)		37	G32					
	翌期繰越額の計算	当初の特別勘定の金額 (繰入事業年度の(33)－(37))	38	G33					
		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	39	G34					
		当期中に益金の額に算入すべき金額	40	G35					
		期末特別勘定残額 (38)－(39)－(40)	41	G36					
交換取得資産について帳簿価額を減額した場合	交換取得資産の種類		42	E04					
	交換取得資産の帳簿価額を減額した金額 (円)		43	G37					
	圧縮限度額の計算	交換取得資産の価額 (11)	44	G38					
		交換取得資産の帳簿価額	交換取得資産の価額に対応する帳簿価額 (4)又は(18)	45	G39				
			交換取得資産につき支払った交換差金の額	46	G40				
			交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14)又は(16)	47	G41				
			計 (45)＋(46)＋(47)	48	G42				
		圧縮限度額 (44)－(48)	49	G43					
	圧縮限度超過額 (43)－(49)		50	G44					